



情報(第 125 号)



令和3年6月10日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

山葵田：岩国市錦町の秘境の地（令和3年5月30日）

育児・介護休業制度その 1

今号からは、育児介護休業制度を数回のシリーズで解説いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）は、大きく①育児休業制度、②介護休業制度、③子の看護休暇・介護休暇制度から成っています。



1 育児休業(育休)制度の趣旨

我が国は、人口減少時代を迎えています。少子化の急速な進行は社会経済に深刻な影響を与えています。一方で、子どもを生み育て、家庭生活を豊かに過ごしたいと願う労働者は男女を問わず多いにもかかわらず、その希望が実現しにくいのが現状です。

持続可能で安心できる社会を作るためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」、の「二者択一構造」を解消し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが必要不可欠なのです。

2 育児・介護休業法の改正

今月 3 日、父親が育児のために休みを取得しやすくする改正育児・介護休業法等が可決・成立したことは報道によって多くの方が目にされたことでしょう。改正概要は以下のとおりです。

- (1) 子が保育所等に入れない場合の最長 2 歳までの育休の再延長(平成 29 年 10 月施行)
- (2) 職場における育休等に関するハラスメントについて相談したことなどを理由とする不利益取扱いの禁止（令和 2 年 6 月施行）
- (3) 子の看護休暇、介護休暇の時間単位取得制度新設(令和 3 年 1 月施行)
- (4) 出生時育休（男性版産休）(令和 4 年 10 月施行想定)

子どもの誕生から 8 週間以内に夫が計 4 週分の休みが取れ、2 回に分割できる制度。

- (5) 産休・育休の取得意向の確認を企業に義務化（令和 4 年 4 月施行）

現在の努力義務から引き上げ、利用できる制度の説明をして、取得するかどうかの確認をしなければならない。

- (6) 非正規育休条件を緩和

雇用された期間が 1 年以上との要件を撤廃（令和 4 年 4 月施行）。

3 育休制度の対象者その 1

育休は、1 歳未満の子ども 1 人につき原則として 1 回取得が認められており、保育所への入所が困難などの事情がある場合は、最長で 2 歳になるまで延長が可能となっています。当然ながら、男女問わず利用が可能です。

企業としては、働き手を常に一定以上確保することが必要ですし、入社即育休ということがあってはたまったものではありません。そこで労使協定で一定の労働者

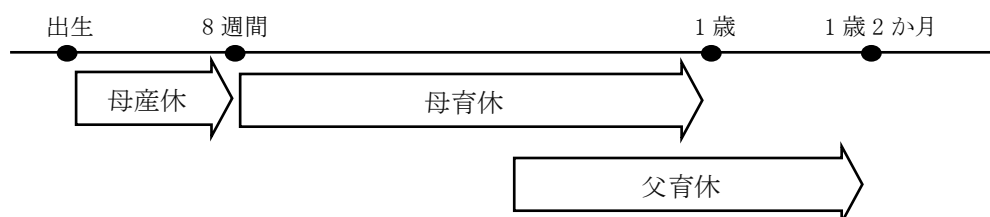
を対象外にすることができます。当法人の提案では、現状、①入社 1 年未満であること、②申出の日から 1 年以内に労働契約が終了することが明らかであること、③ 1 週間の所定労働日数が 2 日以下であるときは、除外としています。

4 育休の対象者その 2

父母がともに育休を取得することで、子が 1 歳までの育休期間を 1 歳 2 か月に達するまで延長される制度があります。これは「パパ・ママ育休プラス」と呼ばれています。

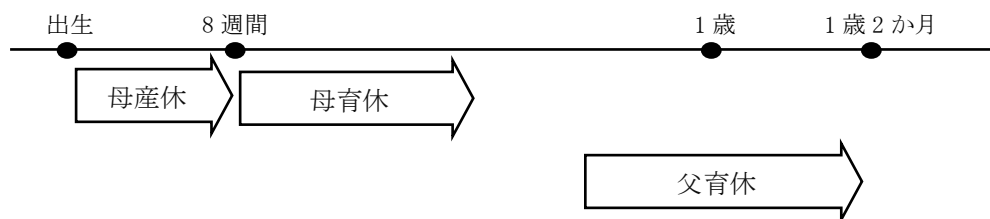
利用方法として、例えば、出産してからの産後 8 週間と育休を合わせて 1 年間取得して復職する場合、母の復職と同時に父親が 2 か月間育休をして、1 歳 2 か月まで育休を取れるというわけです（図 1）。

【図 1】



また、母親が育休を早く終了し、祖父母に預けるなどし、その後、父親が育休を取得することで子が 1 歳 2 か月まで取得できます。父母の育休期間は連続していても大丈夫です（図 2）。

【図 2】



5 年齢計算

ところで、6 月 10 日生まれの人に、同日、1 歳おめでとうと言うと誤りです。年齢計算は生まれた日から起算することになっており、この者が 1 歳になるのは、誕生日の前日である 6 月 9 日だからです。

育休取得は、1 歳に満たない子が対象ですから、したがって 6 月 9 日までとなり、パパ・ママ育休プラスでは、父が 6 月 9 日までに育休を取っていることが必要となります。換言すると、6 月 10 日になって育休を取得することはできないわけです。

育休取得による子育てができ、また、自己研鑽ができればよりよいでしょう。

当法人では就業規則（育児介護休業）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

URL: <https://ginza-syaroushi.com/>